



許可番号 13110021921

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福井県福井市花堂中二丁目2番23号

氏 名 株式会社山形商店 代表取締役 山形 総

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井市長 西行 茂



許可の年月日 令和6年8月26日

許可の有効年月日 令和11年8月14日

### 1. 事業の範囲

積替保管の有無 積替保管を含む

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&陶磁器くず」、がれき類  
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)  
(自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等を除く。)  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)  
以上11種類

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：面積

産業廃棄物の種類：保管上限：高さ(屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。)

①福井市花堂中2丁目110番、111番1：21.46㎡

廃プラスチック類、金属くず(廃バッテリーに限る)：6.05㎡

「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物を含む。)：1.045㎡

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)：1.045㎡

がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)：4.18㎡

廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&陶磁器くず」、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)：4.18㎡

汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)：0.5㎡

(裏面へ続く)

②福井市花堂東1丁目3322番：7.25㎡

汚泥、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)：0.027㎡

金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)：5.804㎡

③福井市福町28字苗代48番1、49番1：51.3㎡

廃プラスチック類、金属くず：16.2㎡

廃プラスチック類、金属くず(廃OA機器)：13.23㎡

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

(1) 平成 6年 8月15日 新規許可

(2) 平成11年 8月15日 更新許可

(3) 平成13年 9月25日 変更許可

・ 取り扱う産業廃棄物の種類に繊維くずを追加

(4) 平成15年 7月16日 変更許可

・ 事業範囲を「積替保管を含まない」から「積替保管を含む」に変更

(5) 平成16年 8月15日 更新許可

(6) 平成20年 3月11日 再交付

・ 取り扱う産業廃棄物の種類及び積替保管を行う産業廃棄物の種類に石綿含有産業廃棄物を追加

(7) 平成21年 8月15日 更新許可

(8) 平成26年 8月27日 更新許可

(9) 平成28年11月16日 再交付

・ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の面積及び保管上限を変更

(10) 平成29年 3月 9日 再交付

・ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び保管上限を変更

(11) 平成29年 9月20日 再交付

・ 積替保管を行う産業廃棄物の種類に汚泥を追加し、積替え又は保管を行う場所の面積並びに産業廃棄物の種類及び保管上限を変更

(12) 平成30年 7月 9日 再交付

・ 代表者の氏名の変更、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替保管を行う産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物を追加

(13) 令和 元年 8月19日 更新許可

(14) 令和 2年10月14日 再交付

・ 積替保管場所の追加(花堂東1丁目)、保管容量を変更(花堂中2丁目)

(15) 令和 3年11月 9日 再交付

・ 積替保管場所の追加(福町)

(16) 令和 5年 6月13日 再交付

・ 積替保管を行う産業廃棄物の種類に汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)を追加

(17) 令和 6年 8月26日 更新許可

・ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の保管上限を変更(花堂東1丁目)

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有